

カメラ画像利活用ガイドブックの改訂 概要

平成30年3月

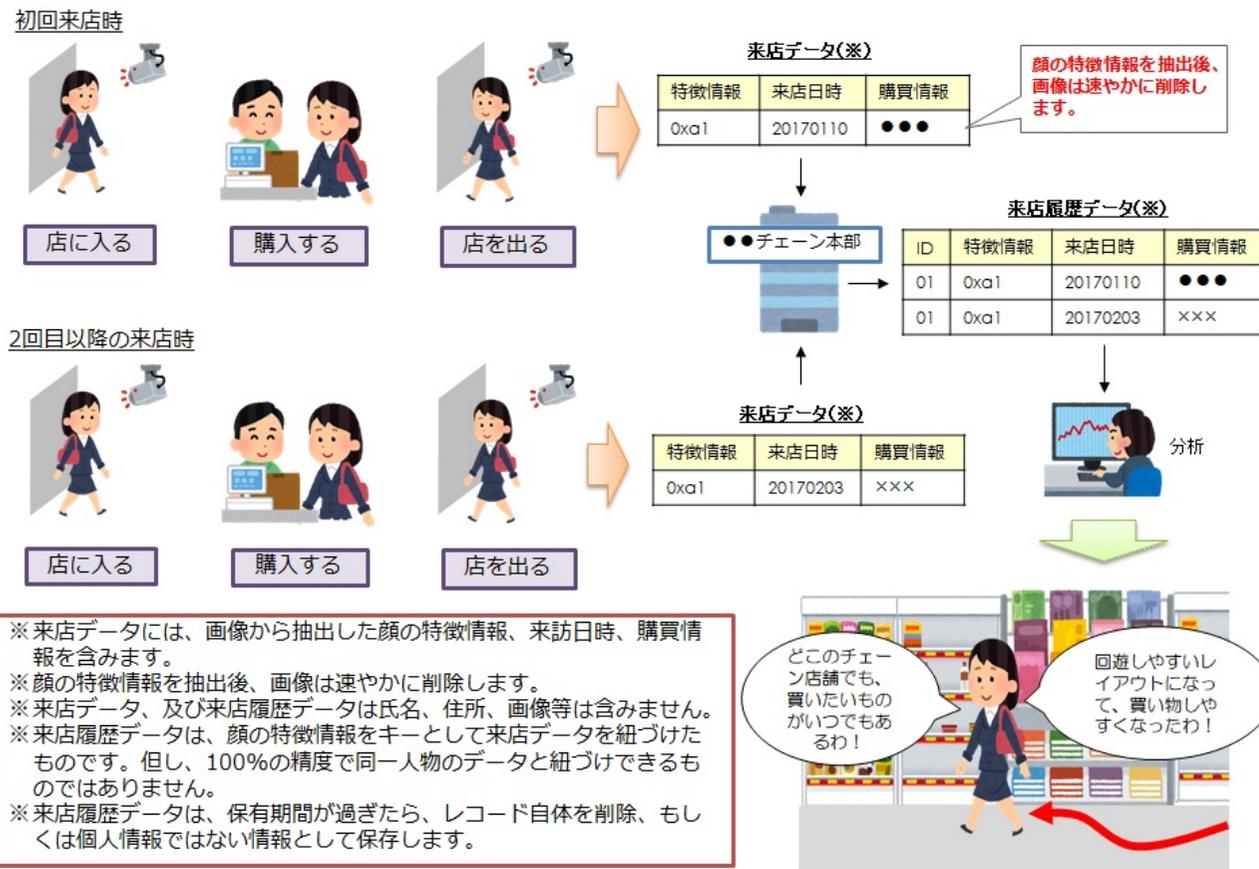
1. 適用ケースとして、リピート分析の事例を追加

- ✓ リピート分析とは、
特定空間（店舗等）に設置されたカメラで、目的に応じて定めた期間、特徴量データ（個人識別符号）を保持して、同一の人物が来店した際にそれを識別し、単一店舗もしくは同一の事業主体が運営する複数店舗において、同一の来店客の来店履歴、来店時の店舗内動線、購買履歴、推定される属性（性別・年代等）等を一定の期間にわたり連携しつつ取得し、分析するもの。
- ✓ 特徴量データとは、
カメラ等から取得した画像から人物の目、鼻、口の位置関係等の特徴を抽出し、
数値化したデータであり、個人識別符号として取り扱うことを前提とする。
- ✓ 本適用ケースは、特徴量データ（個人識別符号）、及びリピートデータは、会員カード情報等とは紐づけないとともに、共同利用（法人をまたいだ活用）や第三者提供も行わない。また、特定の個人を識別して個人向けに何らかの具体的なサービス（VIP対応など）を返すことは想定していない。

2. 上記の適用ケースの追加に伴い、全体構成、配慮事項を合わせて改訂

適用ユースケース：レポート分析

特定空間（店舗等）に設置されたカメラで、目的に応じて定めた期間、特徴量データ（個人識別符号）を保持して、同一人物が来店した際にそれを識別し、単一店舗もしくは同一の事業主体が運営する複数店舗において、同一の来店客の来店履歴、来店時の店舗内動線、購買履歴、推定される属性（性別・年代等）等を一定の期間に渡り連結しつつ取得し、分析するもの。



- カメラで撮影した画像から顔特徴量データ（個人識別符号）を抽出して目的に応じて定めた期間保存、**顔特徴量データ（個人識別符号）生成後に生画像は速やかに破棄**
- 顔特徴量データ（個人識別符号）は同一人物の2回目以降の来店の判定キーとして活用（同一店舗もしくはチェーン店舗間のみ）
- 期間中、顔特徴量データ（個人識別符号）をキーとして、来訪履歴、店内動線、購買履歴、推定される属性（性別・年代）等を紐づけたレポートデータとして保存
- **保存期間経過後は、レコード自体を削除、もしくは個人情報ではない情報（特徴量データ（個人識別符号）を破棄したうえで統計化するなど）に変換**
- 顔特徴量データ（個人識別符号）、及びレポートデータは、**会員カード情報等とは紐づけないとともに、共同利用（法人をまたいだ活用）や第三者提供も行わない**